

令和5年5月10日

飯田市議会議長 様

議会運営委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について（案）

議会運営委員会は、地方自治法第109条第3項に規定する事項について調査を行い、その結果を参考にして閉会中の継続調査をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第98条第2項及び第104条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 調査目的

飯田市政の健全な発展に資するため

3 期間

委員の任期終了まで